第15回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

日時:平成19年7月18日

16時00分~18時00分

場所:総務省省議室

【江畑市町村課長】 開会の時刻になりましたので、ただいまから、第15回住民基本 台帳ネットワークシステム調査委員会を開催させていただきたいと思います。

本日は、大変お忙しい中を委員の皆様方にはご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の委員会には、8名の委員の方がご出席予定でございまして、後ほど 大山委員、前川委員がおくれてお見えになるということでございます。

また、青木委員、飯泉委員、伊藤委員、山本委員の4名の委員がきょうはご欠席でございます。

次に、総務省側に人事異動がございましたので紹介申し上げたいと思います。

まず、岡本自治行政局長でございます。

井上地域情報政策室長でございます。

望月住民台帳企画官でございます。

中小路理事官でございます。

中井本人確認情報保護専門官でございます。

最後に、私、市町村課長の江畑でございます。

また、本日は、内閣官房セキュリティセンターから伊藤参事官にご出席をいただいております。

それでは、調査委員会の開催に当たりまして、岡本自治行政局長からごあいさつを申し上げたいと思います。

【岡本自治行政局長】 行政局長になりました岡本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところをお集まりいただき、ありがとうございました。おかげさまで、平成14年8月以来の住基のネットワークシステムにつきましては、およそ5年間安定稼働を続けております。これも日ごろご指導をいただいておる成果と思っております。引き続きまたよろしくお願い申し上げたいと思っております。

住基ネットの利用につきましても、昨年の秋から国民年金や厚生年金の受給権者に対する現況確認の利用でございますとか、東京都を初めとして一部の都県での利用といったような有効活用も広がっております。そういう中で、住基カード、もう少し広まってほしいという気もございますが、少しずつではございますが、拡大もしておりまして、我々、ま

た一層の普及促進に努めてまいりたいというふうに考えております。そういう中でも、何よりもまず大事なことは、住基ネットの安定的な稼働と情報セキュリティだというふうに考えております。そういう意味で、この委員会等でぜひ委員の皆様方のご指導をいただいて、私どもも万全を期してさらなる国民に有益なネットにしてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。以上、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【江畑市町村課長】 次に、事務局から資料の確認をさせていただきたいと思います。

【中井専門官】 お手元に配付してございます資料を参照して見ていただければと思いますが、配付資料一覧というのが1枚めくっていただきますとあると思いますけれども、これに沿ってざっと見てまいりますが、まず、資料1から13までございますけれども、資料1から4まで、それから資料5については枝番になっておりますけれども、資料5ー1から5-4まで、それから、6、7まで、ここまでが「情報セキュリティ対策等について」の部分ということになります。資料8と9が「住基ネット関連訴訟について」の資料。資料10が「住基ネットの利用状況について」。11、12が「住基カードの利用状況について」。13が「住民基本台帳法の一部を改正する法律について」ということで、1枚目の会議次第に掲げました5つの項目に対応した編成になっていると思いますが、お手元に全部そろっておりますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここから議事の進行のほうは、安田座長にお願いしたいと思います。

【安田座長】 かしこまりました。

委員の皆様、お忙しいのにありがとうございました。また、岡本局長には、大変すばら しいご宣言をいただきまして、ぜひともよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、会議に入りまして、資料は関連性がございますので、会議資料の1から5までの件につきまして、まずすべてご説明をいただいて、その後ディスカッションをさせていただきたいというふうに思いますので、それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【中井専門官】 それでは、資料を順に説明してまいりたいと思います。

まず、資料1についてでございます。「住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保の ための措置」というのがございますが、これは、委員の皆様方、何度か見ていただいてい る資料でもあるかと思いますけれども、ポイントだけちょっとかいつまんで申し上げます と、まず左上の箱でございます。「保有情報の制限・利用の制限」というのがございます。 まず、保有情報が、いわゆる4情報、住民票コード、それからその変更情報に限定されているということ。それから、その情報提供を行う行政機関の範囲とか利用目的も限定されていて、住民票コード自体の民間利用を禁止して、住民票コードもいつでも変更可能という特質を持っているということでございます。

右上のほうに「内部の不正利用の防止」というのがございます。システム操作者に守秘 義務を課して刑罰を加重しておるとか、ICカードとかパスワードによって操作者を限定 するような措置をとっています。

あるいは左下、「外部からの侵入防止」策についても、ファイアウォールにより厳重な通信制御等を行っているという話。

それから、「その他の措置」としまして、幾つか書いてございますけれども、その真ん中の○、全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査というのを毎年行っているということでございます。

今回、この件についての説明もさせていただきますけれども、資料1のほう、1枚めくって2ページのほうに行っていただきますと、「平成19年度の主なセキュリティ関係スケジュール」でございます。5月18日に全国住民基本台帳ネットワークシステム担当者説明会というのを行いました。ここで、セキュリティチェックリストのうち、今年度特に重点的に取り組む重要点検項目等についての説明を行いました。5月から7月上旬にかけまして、都道府県の担当者研修会を行いまして、各都道府県内の市町村連絡会等を行う。9月に、これは予定でございますけれども、チェックリスト調査結果に係るヒアリングを行っていきたいというふうに考えております。

資料2のほうに引き続いて入ってまいります。「セキュリティチェックリストの平成19 年度重要点検項目について」でございます。

先ほども申しましたが、毎年総務省におきまして、セキュリティチェックリストを作成、配付しまして、すべての市区町村において、これに基づいてセキュリティ対策の自己点検等を実施するとともに、各都道府県において、必要な指導・助言を行うように通知しているということでございます。特に、毎年幾つかの項目を、セキュリティ確保のために重要な項目として選定いたしまして、技術的指導、助言を実施しているというところでございます。

その考え方といたしましては、項目についてはまた後ほどご説明いたしますが、考え方としましては、1枚めくっていただきますと、2ページのほうでございますが、自己点検

のポイントとしまして、3点満点をまず重要点検項目については目標にしましょうと。過去15年度から18年度のものについても引き続き3点満点を達成することを目標としましょう。各点検項目においては、昨年よりも点数が下回らないように、あるいは「1」がないように見ていきましょうというふうに考えております。

1枚めくって3ページのほうに入っていただきますと、3つの大きな項目を重要点検項目として平成19年度は選定することにいたしました。その背景としましては、その下に書いてございますけれども、住基ネット一次稼働から5年近くおかげさまで安定稼働をしているというところでございまして、現段階で、いま一度人的側面から見た住基ネットのセキュリティ対策を見直し、不正侵入、不正行為、情報漏えいの防止の徹底を図るという観点からこのような項目を選定したということでございます。

4ページのほうに、項目ごとの選定の理由を書いております。まず、「重要機能室及びそれに準ずる室の管理」ということでございますけれども、重要機能室、本人確認情報等が保存等をされておりまして、この管理を徹底しましょうというのがまず1つ。それから、2つ目の「操作者識別カード及び操作履歴の管理」につきましては、アクセス制御のかなめでございます操作者識別カード、それから操作履歴の管理を徹底することによって、不正行為等の防止を図りましょうということ。それから、「磁気ディスクの管理」。磁気ディスクについては、それらに含まれる情報が漏えいしますと、内容によっては、その当該情報を保有する団体のみならずシステム全体のセキュリティにも影響を及ぼす可能性があるということ。それから、先ほど申しましたように5年近くが経過をしているということで、保有する磁気ディスクが増加しており、その管理・廃棄を徹底する必要があるということから選定したものでございます。

5ページからは、それぞれの大項目につきまして、5ページ、6ページにわたりまして、 細かいこういう点をきちんと見ていきましょうという項目を列記したものでございます。 ご参考にしていただければと思います。

7ページ、8ページは、過去の重要点検項目ということでございますけれども、このあたりもあわせてヒアリング、チェックをしていきたいというふうに考えております。

資料1、2につきましての説明は以上でございます。

引き続きまして、資料3を地域情報政策室のほうからお願いします。

【池田地域情報政策室補佐】 続きまして、地域情報政策室のほうから、資料3に基づきまして、「地方公共団体における個人情報の保護と情報セキュリティ対策に関する取組

状況」についてご説明をさせていただきます。

まず1ページ目ですけれども、こちらは、地域情報政策室が行っております「個人情報 保護・情報セキュリティ対策強化の取組」の一覧表になっております。

まず、制度整備の観点からは、いろいろな通知ですとかガイドラインを通じまして、各地方公共団体の個人情報保護条例ですとか、情報セキュリティポリシーの整備などの制度整備を推進しております。また、対策の実効性の観点から、情報セキュリティ監査のガイドラインの見直しを行う等、地方自治情報センターと共催ということで各種の研修を行っております。また、対策のレベルアップの観点から、これは平成17年度からになりますけれども、各団体のセキュリティレベルの評価ツールの作成ですとか、あと、個人情報保護強化、技術、実証システムの開発実証、あと、情報・共有分析センター創設の支援などを実施しております。このうち、情報・共有分析センターの設立については、7ページ以降で説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、2ページ目ですけれども、こちらは、「個人情報保護条例の制定状況」という資料になっております。毎年度取りまとめまして6月末に公表しております。平成19年、今年の4月時点での制定状況になります。これは昨年の時点から100%ということで、すべての都道府県、市町村において条例が制定されております。

続く3ページは、「個人情報保護条例の規定内容の見直し状況」ということで、それぞれの規定内容で内容の充実が図られているといったような状況がうかがえると思います。

また、4ページのほうは、個人情報保護に関する体制整備ですとか住民への周知状況ということで、項目によっては依然低い状況がありますので、体制整備とともに個人情報保護制度の周知といった観点からこの施策を強化していく必要があるというふうに考えております。

続く5ページにつきましては、今年7月に公表しました情報セキュリティ監査ガイドラインの見直しについての資料となっております。もともと地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドラインということで、平成15年に発表されましたけれども、これは今回全面的に見直しまして、今年の7月に発表させていただいております。内容につきましては、昨年9月に改定されました情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準じた形で監査水準の強化を図るということが1つ。また、監査の準備作業の軽減ということで、内容の項目立てをポリシーガイドラインに即した内容とすることで準備作業の軽減を図っております。また、監査項目の簡素化ということで、旧ガイドラインの975項目から31

7項目に簡素化をするとともに、ただ、必須の監査項目として110項目を選定して、より一層の監査の実施を図るといったような取り組みをしております。

続いて、6ページは、総務省と地方自治情報センターが共催をして実施しております情報セキュリティ研修についての資料になります。高度情報セキュリティ研修と、あとeーラーニングによる情報セキュリティ研修ということで、平成18年度においては、eーラーニングについては3万4,000人強の受講者がいたと。高度情報セキュリティ研修については1,004人の受講者がいたということで、年々受講者の数も伸びているといったような状況にあります。

続きまして、7ページですけれども、これは、先ほど説明をしました「自治体間でセキュリティ情報を共有する仕組みの実証実験」ということで、これは、そもそも平成18年2月に策定をされました第1次情報セキュリティ基本計画において、地方公共団体間の情報共有体制が十分に構築されていないといったことが問題点として指摘をされていまして、これを受けて地方公共団体間で、各種のIT障害ですとか、あとは対策といったものを共有する仕組みづくりとして実証実験をこれまで実施してきました。

この次の8ページに、その実証実験を受けてのアンケート結果と今後の課題という資料がありますけれども、この実証実験の中で、ベストプラクティスの収集・提供ですとか、情報セキュリティレベルの評価、IT事故を想定した演習といったような項目を実施してきているわけですけれども、こういった項目について非常に高い評価が得られたといった結果となっております。

こういった実証実験の結果も踏まえまして、9ページになりますけれども、地方自治情報センターの中に、今年の3月30日になりますけれども、情報セキュリティ対策の支援を行うために自治体セキュリティ支援室というものを設置しております。この自治体セキュリティ支援室を通じまして、例えば、IT障害等をLGWANのメールによりまして地方公共団体に一斉通知したりですとか、あと、情報セキュリティ対策に関する各種情報提供を行ったりといったような取り組みを行うこととしています。このほか、情報セキュリティ支援事業としまして、IDSによる庁内LANの監視ですとか、あと、情報セキュリティの遠隔診断、あと、先ほど説明させていただきました人材育成と、こういった取り組みもこの自治体セキュリティ支援室を通じて行うこととしております。

続く10ページは、今年度実証する予定の事業の概要の資料となっております。1つ問題点として、情報セキュリティポリシーといったそういった制度面での整備はされつつあ

りますけれども、具体的な運用レベルにはなかなか不十分な団体が多いということ、あと、 情報資産のリスク分析とか事業継続計画、こういった観点から、こういった具体的な実施 方法がわからない、こういった意見もありますことから、今年度の事業におきまして、情 報資産のリスク分析ですとか事業継続計画の策定、また外部委託、今回の愛南町の事件等 もありまして問題となっているところですけれども、外部委託に伴う個人情報漏えい防止 対策、こういった内容について調査研究を行いまして、手引きですとか支援ツールを作成 するといったようなことを予定しております。

以上で資料3の説明を終わりたいと思います。

続きまして、資料4に従いまして、今年の5月に発生しました愛媛県愛南町等の事案の 説明をさせていただきたいと思います。

この事案につきましては、愛媛県愛南町等から、これはすべて全部で4市1町になりますけれども、こういった市町から電算業務の再委託を受けた会社の従業員がデータを自宅に無断で持ち帰りまして自宅のパソコンに保存をしたところ、自宅のパソコンがウイルスに感染をしていまして情報が流出したと、そういった事案になっております。

2ページ目につきましては、漏れたデータの概要になっておりますけれども、特に愛南町につきましては、全住民のデータ5万4,850人分、住基情報も含めて流出したというようなかなり大規模な事案となっております。

この本事案から判明した課題としましては、業務の委託先事業者による無断での再委託ですとか、あと従業員のデータの無断持ち出し、あと、業務委託終了後にデータがちゃんと返還、廃棄されなかったこと、こういった課題が判明しておりますので、こういった課題を受けて、総務省で幾つか対策を行っております。1つは、厳正な対応をとることを地方公共団体に要請するということで、具体的には資料5-1になりますけれども、個人情報保護条例の罰則対象に受託業者を追加するということ。あと、違反をした委託業者に対して、違約金・損害賠償請求ですとか、契約解除、入札参加資格の制限といった、こういった厳正な措置をとるということ、委託業務に対する監督を強化すること、こういったことを要請する内容の通知を出しております。

また、もう一つ、資料5-3になりますけれども、あわせてセキュリティポリシーガイドライン等に即した形で、条例ですとか、運用上に関する留意事項といったことで取りまとめて通知をしまして注意を喚起しております。

あと、2点目は、緊急点検と総務省への報告といった内容となっております。これは資

料5-2になりますけれども、無許可での再委託の有無ですとか、あとデータの無断持ち 出しの有無、あと業務終了後のデータの返還、廃棄の確認といった項目について、契約書 の契約条項ですとか、あと実際の遵守状況について調査を行っています。これは、今取り まとめている最中でして、もうすぐ結果を公表するという形になると思います。

あと、3点目につきましては、住民基本台帳情報の取り扱いの厳格化に関する検討会を 開催ということで、後ほど市町村課のほうから説明があると思います。

私のほうからの説明は以上で終わりたいと思います。

【望月住民台帳企画官】 続きまして、資料5-3に基づきまして、市町村課としてどのような対応をとったかのご説明をさせていただきたいと思います。

今、地域情報政策室のほうから、全体として緊急点検というふうな話をさせていただい ておりますけれども、あわせまして、市町村課のほうから、あとは住基情報、しかも住民 票コードを含んだ情報が流出したということでございますので、並行して文書を配信して いるということでございます。

具体的な中身は、「記」のほうで書いてあります1から4まで、こちらのほうでございますので、中身を申しますと、1番のところが、今回、各市町村が個別に整備した電算処理システムから出ている。その際には、委託している場合に出ている。ですので、その場合に、無断で例えば再委託がされていないかとか、従業員がデータを無断で持ち出していないか、また、委託業務が終了後、データの返還もしくは廃棄、これがしっかりとされているかといった点について再度点検を講じられたいということでございます。

ここのところは、地域情報政策室のほうから出ております基本的な見方、観点と同じも のを掲げているということでございます。

あともう一つ、2番目でございますけれども、住民票コード、これが流出してございますので、その点についてどのように考えるかということで、住民基本台帳法の30条の3という規定に基づきまして、自分の住民票コード、これはいつ何時どういう理由であっても変更可能ということにしてありますので、そういう点について、不安があるのだという方がいらっしゃる場合、変えられますよということを再度周知徹底していただきたいということを発信しているということでございます。

また、3番目でございますけれども、今回の愛南町の事件、市町村合併に伴うデータ統合、この過程で起きておりますので、合併市町村においては、その際のシステム統合、そういう点で問題がなかったかという点を再度点検していただきたいということを発信して

いるということでございます。

あと、4番目でございますけれども、今回の事案、既存の住基システムから漏れたものですので、住民基本台帳のネットワークシステム、こちらのほうから漏れたものではないわけなのですが、あわせて万全を期す意味で再度点検をされたいというふうなことでございます。

以上4点、市町村課、特に住民基本台帳という制度所管という観点から通知をしているというところでございます。

あと、あわせまして、資料6のほうになりますが、今回の事案、愛南町事件、ほぼ全員の住民のデータが漏れている。しかも、住民票コードとかそういったものを含めての流出ということで、ある意味これまでなかった事案、しかもWinnyを介しましてネットワーク上にということで拡散しているというになりますので、そういった点を重く見まして、いろいろこれまで対策を練ってきておりますけれども、新たに再度実効性を期すという観点から何かアプローチがないのかということを検討しようということで、検討会を設けさせていただいております。

検討会のほうのメンバーは、宇賀先生に座長になっていただいておりますけれども、個人情報保護の観点とか、あと刑法とか、あとは、そのほかに労働法の観点から有識者の方に入っていただいておりまして、さらには、実務ということで弁護士さんに入っていただいている。さらに、市町村における実務担当者を2人、住基担当の人と、あとはシステム担当の人にそれぞれ入っていただいているということでございます。

この6月27日に第1回を開催させていただいておりまして、全5回程度で、できるだけ前倒しをして検討をしてまいりたいというふうに考えているというものでございます。

このように日程が非常にタイトなものですから、第1回の検討会から想定される論点のようなものを一応出しまして、全体として前倒しをしてやっていこうということでございます。

2枚目、2ページ目をちょっと開いていただきますと、一応考えた論点というのを出させていただいておりまして、前回は、これをベースにいろいろとご議論をいただいたということであります。

その際に、情報流出を防止する対策を考える上でどういうふうなことに留意するのかということで、これまでいろいろな措置は講じてきているのだけれども、何で今回はこういうふうな事案を防げなかったのか。その際には、手続の遵守が十分でなかったのか、それ

とも規制の中身が問題だったのか、そういった観点で再度もう一度考えようと。

また、今回、委託の先にさらに再委託先で起こっているというふうな特質がございますので、それについてどのようなアプローチをとるのだろうかということであります。逆に言いますと、市町村職員が直接行うのと何らかの差異があるのだろうか、こういった観点からちょっとやろうということと、あとは、ファイル交換ソフトを通じての情報漏えいということですので、これはあちこちの分野で起きていることですので、これについてどのような観点から対応するべきかというようなこと、こういったところを検討していこうということであります。

それで、実際に対応策といたしましては、一定の行為規制を置いた上で、罰則である程度担保していこうというふうな考え方をとっておりまして、行為規制の点につきましては、どういうところでポイントとして押さえていくのかというふうな観点から検討をしていこうということでございます。

例えば、委託、再委託を制限することは可能なのかどうなのか、また、データに接触できる人、扱う人、これについてからアプローチをしていくのはどうだろうかとか。あとは、データを持ち出すこと、これが最も悪いのではないかとか、もしくは、勝手にコピーしているというのがありますので、コピー行為が危ないのかとか、そういった観点から対応をしていこうと。

また、行為規制の対象者も単に従業員だけでいいのか、それとも事業者全体をとらまえるのか。また、仮に情報が流出した場合でも、フェールセーフみたいな考え方で何らかの措置をとっておくようなことが法律上あり得るのかどうか。こういったことが第1回目の行為規制としてちょっと考え方として提示させていただいたところでありまして、さらに次のページ、罰則についてということで、そもそもの保護法益をどのように考えるのだということもございますけれども、罰則の対象とするような行為、具体的な態様、これをどのあたりに設けていくのかということ。特に持ち出しとか、第三者に再委託することとか、いろいろ観点があるはずですので、罰則の上での行為、そのとらまえ方というものをどうするのか。また、今回専門の業者が起こしておりますので、そういった点についてどのように考えていくのかというふうなアプローチ、しかもそれが、本人がある意味意図せざる形で流出しておりますので、それについて、ここは非常に刑法上の論点としまして難しい論点ではございますが、どうやってアプローチしていくのかといったことを主な検討課題として第1回をやらせていただいているということでございます。

予定としましては、次、24日に、今度は市町村もしくは業者からヒアリングをして、 全体として論点を詰めていこうというふうな状況にあるということでございます。 以上でございます。

【伊藤内閣官房情報セキュリティセンター参事官】 それでは、私は内閣官房情報セキュリティセンターの伊藤でございますが、資料7に基づきまして、今の政府機関におきまして、情報セキュリティ対策というのがどのように進められているのかということをご説明申し上げたいと思います。

私どもは、政府機関というのを中央政府を対象としておりますが、まず、資料を1枚めくっていただきまして、そもそもの私どものセキュリティセンターの位置づけでございますとか、その辺からまず半径を簡単にご説明申し上げたいと思います。

セキュリティセンター、NISC(ニスク)と我々は称しておりますけれども、設立をされたのは2005年4月25日ということで、おおよそ2年前でございます。この背景としては、政府全体での情報セキュリティ問題に取り組む機能をちゃんと見直しをしようということで、政府中核機能の強化に向けた体制・機能を整備するというものでございます。それと同時に、IT戦略本部のもとに情報セキュリティ政策会議というものを設置いたしまして、これは、議長が内閣官房長官でございますが、そちらのもとでいろいろな政策を決めていくというスタイルにしております。その際、NISCの仕組みとしては、現在、行政官のほかに民間のセキュリティ対策の専門家、そういうものを含めて大体60名ぐらいの人間を集めて対策を講じているというところでございます。

NISCの主な役割、これは政府全体でのその情報セキュリティ政策に関する基本戦略を立案するという中で、主な主体として、この資料のスライド1の一番下にございますように、主体を4つに分けまして、政府機関、重要インフラ、あと企業、個人と、それぞれに対して対策を講じていくと。企業、個人としては、この辺は関係省庁、それから重要インフラはそれを所管する省庁がございますが、政府機関、それぞれの省庁に対しては、私どものほうで基本的な政策を、対策を講じて、それを各省庁が実施していただくという仕組みになっております。

スライドの2でございますが、現在、どういう組織になっているかということを簡単に 申し上げますと、内閣官房のほうに安全保障・危機管理担当の副長官補のもとに以下のよ うな陣容で対策を講じていると。このうち、政府機関総合対策促進というところで政府全 体としてのセキュリティ対策の検討を行っているということになっております。 では、具体的にどういうことをやっているかということをスライドの3以下でご説明申 し上げたいと思います。

まず、スライドの3でございますが、こちらは「政府機関の情報セキュリティ対策の整合化・共通化」とございます。そもそも政府機関におきます情報セキュリティ対策というのは、ちょうど西暦の2000年ころに、政府機関のサイトというのがいろいろとホームページを書きかえられるというような事案がございまして、それに対して政府としてちゃんと一貫した対策をとろうということで、内閣官房に当時情報セキュリティ対策室が設置されました。そこで、各省セキュリティポリシーをつくる、その際のガイドラインとなるようなものを策定して示したわけですが、実際それに基づいて各省がポリシーを運用していく中で、その解釈がそれぞれの役所で違っていたり運用がばらばらであったりというような形が顕在化してきたということがございます。その意味で、そういう基準、それぞれやるべきことがばらばらである等、穴あきであるというものについて、これは、やはり中央政府としてみるとちゃんと一定レベルの対策を講じなければいけないのではないかということで、このスライド3の右にございますように、それぞれのところで、レベルが低いところ、あるいは抜けているところ、そういうものを例えば埋める施策、あるいは、政府全体で見ると対策レベルが低いところを底上げしていくような施策、こういうものを講じていく必要があるということを私どもNISCのほうで検討してきたわけでございます。

その結果といたしまして、スライド4にございますように、今、スライド4が、これが政府全体としてのセキュリティ対策の枠組みという形になっております。政府全体として基本方針を定め、その中でその政府機関統一基準というものを策定しております。これが、言ってみれば、各政府機関が必ず守るべき最低限の基準、そういうものをここで示し、それに基づいて各省は自省のポリシーを定め、それはこの政府機関統一基準に準拠する形、あるいは、それぞれの省庁のその特性に応じて独自の基準を盛り込む形でそれぞれの政府機関のセキュリティポリシーというのを定めていただくというのが現在の政府全体としてセキュリティ対策の枠組みになっております。

こういう基準を、政府機関の統一基準をつくるということがまずNISCの役割。これは、まず第1版、初版というものを一昨年の暮れに策定しておりまして、また、今年の6月に、最新の事案でございますとか、それから運用上の改善点などを含めて第2版というものを改訂版として出しているところでございます。

こういう基準を示すと同時に、具体的にどういうことをやるべきか、その運用をするに

当たってどういうことが必要かというようなマニュアルというものもNISCのほうで、これは民間の専門家チームを中心にいろいろと記述をしたものを用意して各省に配っていると。各省は、それぞれ参考に実際にポリシーを運用するに当たって必要な手順書、あるいはマニュアルというものを整備して、全体としての統一的な対策を講じていくという仕組みをつくっております。

そういう対策でございますが、次にスライド5でございますけれども、それぞれの政府 機関が対策を講じているということ、これは、今までの昔のこのポリシーに従ってやると いうことでございますけれども、昔のポリシーでもそういうことになっているわけでござ いますが、そこで、やはりちゃんと適切な見直しが行われていなかったということが1つ の課題でございますので、ここでは、その統一基準の中に、いわゆる最近はやりのPDC Aのメカニズムというものをちゃんと織り込みまして、各省はみずからの対策を実施する 中で必要なチェックをし、その見直しを行うというスキームを取り入れて各省のポリシー をしっかり運用していただくということをまず決めております。

それと同時に、それぞれの政府機関が適切にそういうことをやっているかということを私ども内閣官房情報セキュリティセンター、NISC、それから情報セキュリティ政策会議というようなメカニズムの中で、適切にそういうことが行われているかどうかをチェックする。そのために必要な調査を行う、あるいは評価を行うということをNISCがやりながら全体として適切な対策がとられているかということを見ていく。そういう意味で、ここでも一種のPDCAでサイクルを回すという形で、政府機関それぞれのところと、それから政府全体でのPDCAという二重のPDCAサイクルを回すという形で上部政府機関のセキュリティ対策を今高めていこうという対策を講じております。それを図式的に示したのがスライドの6になります。それぞれのところでやっていただくということになります。

スライド7でございますが、今まで何回か説明してまいりました政府機関統一基準とは 一体どういうものかということを簡単に説明したのがこのスライドの7でございます。構 成としては6部構成、第1部の部分は、これは総則で定義とかそういうことが書いており ますが、具体的には第2部から第6部まで、ここにございますように、組織と体制の構築 ですとか、情報についての対策といった単位で、それぞれその政府機関がやるべき遵守事 項というものをここに書き出してございます。

具体的には、この中身については、基本遵守事項、このスライド7の一番下にございま

すように、対策レベルとして基本遵守事項、これはそれぞれの機関、それから、それぞれのシステムにおいて必ずやるべきセキュリティ対策としての基本遵守事項。それから、強化遵守事項といたしまして、そういうシステムの中でも、特にその重要なシステム、重要な情報を扱うシステム、そういうものについては、それぞれの省庁が必要性を判断してこういう対策を取り入れる必要があるというものを強化遵守事項という形で、その2つのレベルに分けて整理してこの統一基準というものをつくっております。

ちょっと資料が飛んでしまいますが、スライドの12に「政府機関統一基準の概要」ということで、一体それぞれの分野でどういうことが書かれているのかということをお示ししてございます。大体政府機関全体で、基準項目といたしましておよそ460項目、そのうちの基本遵守事項といわれるものが360数項目という形で、それぞれの項目をそれからの政府機関が遵守してやっていただくというのが現在の政府機関の対策の進め方になっております。

我々としては、そういうものを各省に、それに基づいて各省がポリシーをつくって対策を講じていただくわけですが、それを評価する仕組みとして、スライド8にございますように、毎年度対策の実施状況報告というのを各省から求めるということにしております。この統一基準の運用の仕方というのは、これはそれぞれの省庁がポリシーをつくってやっていくという中で、ちゃんと各省は自己点検をして適切な対策がとられているか、それについて見直しをしているかということをやっていただくことになりますが、同時に、NISCとしてもそういう項目がちゃんとやられているかということを各省から報告をいただくということになっております。

2006年度におきましては、今年の2月末時点で各省からこの自己点検の結果をベースにした対策状況報告というのをいただいております。今回、2006年度におきましては、具体的な対策自体は統一基準に基づいたポリシーに沿った基準、対策としては初年度ということで、まだいろいろと課題がございました。その意味で、まず、なかなか全体として調べるところまでいかなかったものがございまして、例えば、報告対象は、本省の課長級の職員以上、言ってみれば、この辺の方々は、それぞれの組織において情報の取り扱い等において責任者になっている立場でございますので、そういう方々の行為、それから、あとはそれぞれのシステムの管理者、責任者、そういった方々の行為というものを報告対象として調べております。

その結果、まず、結果だけ先に申し上げますと、やはりその統一基準の導入初年度とい

うこともございまして、まだ十分な実施状況というわけではないわけでございますが、その反面どういうところに課題があるかということは明確になったというふうに我々は理解しております。その場合の課題というのは、例えば、そのスライド8の左下にございますように、例えば、行政事務従事者、これは言葉が固いですが、基本的に一般の職員、省庁の職員と考えていただければいいと思いますが、情報の取り扱い、情報に必要な格付けを行うとか、送る場合に何かすると、メールで送る場合に措置を講ずると、そういうことについての措置がまだ十分されていないとか、そういうことが明らかになっております。一方の、システムの責任者としても、例えば、教育の部分であるとか、監査の部分というところについてもまだ実施が十分ではないというような課題が明らかになっております。

その辺の結果をグラフとしてしましたのがスライドの9、10というところにございます。ここは、各省別にどの程度実施されているのかということを実施率という観点から見たものでございます。ここの右下のほうにちょっとございますけれども、例えば、3つ遵守事項があって、それぞれ対象がここにございますような形であって、それを守っているという人がここに出てくるような数字であった場合、全体で75%ということになりますが、そういう形で各省、1個1個その対策基準というのがどの程度実施されているかというのを各部単位で集計したものでございます。

その前に、各省庁からのNISCへの報告の割合ですけれども、左にございますように、 大体9割からほぼ対象者100%をちゃんと報告をいただくというような形のところもご ざいます。まだ低いところも一部ございます。

この実施率、ここは、言ってみればそれぞれの対策基準というのがどの程度守られているのかというところを示したわけでございますが、次のスライドの10というのをごらんいただきますと、これは到達率という形で今のものを別な表現で集計したものでございます。その説明はスライドの11にしてございますが、ちょっとややこしいのですけれども、実施率というのは、先ほど申しましたように、単純にある項目を何人の方が実施しているのかということを平均していったものでございます。一方、到達率というものについては、これは実施率だけを見るとちょっとぼやけてしまうので、このスライド11の下のほうにございますけれども、ある、我々としては必ず守らなければいけない基本遵守事項というのがどの程度守られているのか、完全に守られている項目が幾つあるのかという観点から集計したものでございます。そうすると、先ほどのスライド9にある実施率に比べると、特にまだ守られていない部分、完全に100%実施されている項目というのが少ない部分

というのが明らかになってくるということでございます。

ごらんいただきますと、スライド10の資料をごらんいただきたいのですが、大体第3 部系統というのが比較的低い値。これは何を申しているかというと、情報の取り扱い、職 員一人ひとりの部分における情報セキュリティ対策というのがまだ十分進んでいないとこ ろがあるということを示しております。

こういった形で今回集計をさせていただくと同時に、各省に対しては、その弱かった部分について、我々NISCのほうから必要な改善策というのを講じてほしいということをこの結果をもとに通知をしておりまして、今後さらに対策を講じていただくということになっております。

あと、これ以外にも、例えば昨年の7月に政府機関の端末とWebの対策状況というのも調べておりまして、これは、昨年3月末時点での、例えば必要なバッジを当てているかとか、そういうことを調べたものでございます。ただ、これは、その時点ではかなりまだ低かったのですが、今年度、今、まさに次の第2回目の調査を今集計中でございまして、近々結果をまとめたいと思っておりますが、その辺で見ると、比較的内容としては改善が進んでいるということも見てとれますので、政府機関全体として見ると、比較的一生懸命対策を講じているという状況にあるというところでございます。

私のほうからは以上でございます。

【中井専門官】 それでは、引き続きまして資料8のほうで、「住基ネット関連訴訟に関する判決」等についてご説明させていただきます。

資料8は、これまでの判決の状況でございます。平成17年5月30日、金沢地裁のほうで一部敗訴というのがあったのですけれども、これも18年12月11日名古屋高裁金沢支部判決で全面勝訴ということになっておりまして、あとはすべて全面勝訴という形であったのですけれども、昨年12月の調査委員会でもご報告しましたように、平成18年11月30日、大阪高裁判決、これは、被告は豊中市ほか幾つかの市でございまして、国は被告にはなっておらないのですけれども、ここで一部敗訴という形になっております。

訴訟につきましては、次の2ページのところに国が被告となっているものとなっていないものとに分けて一覧の形にしておりますので、これも参考にしていただいたらいいと思いますけれども、今申し上げましたものにつきましては、国が被告となっていない訴訟、右側の上、大阪地裁係属から高裁へというものでございます。太字で書いてあるものでございます。

この判決について、次の3ページに大阪高裁判決と、それから、そのすぐ後にありまし た名古屋高裁の金沢支部判決、これを対照的に見られる部分がございますので、この3ペ ージ、4ページの資料について簡単にご説明させていただきます。まず、「憲法13条の考 え方」と一番上の段にありますけれども、これについては、大阪高裁のほうは、自己情報 コントロール権というのを憲法上保障されているプライバシーの権利の重要な一内容とな っていると。名古屋高裁のほうも本人確認情報は憲法13条による保障を受けるというこ とから一応話を始めております。次の2の「住基ネットの行政目的の正当性等」、これにつ いては、これも双方とも、一方は勝って一方は負けたという裁判ではございますけれども、 双方とも認めるという形。3の「情報漏えい等の危険性」も具体的危険があるとまで認め ることはできないと、ここも一致しておるのですが、判断が実は分かれたのが、その次の 「データマッチングや名寄せの危険性」という部分でございました。ここで、大阪高裁の ほうは、個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるというふうなことが示されたわ けでございます。この無視できない欠陥とここに言われたものについては、また後ほどご 説明させていただきます。これによりまして、最終的な判断が、4ページのほうになりま すけれども、「一部の住民の離脱について」、それから「憲法判断」というものが分かれた ということになってまいります。

それでは、その大阪高裁判決の指摘する欠陥、それから、私ども、その判断にはちょっと問題があるのではないかと思う点についてまとめたのが5ページから6ページにかけてございます。

まず、大阪高裁判決の指摘する欠陥といたしまして、「行政機関による目的外利用」、行政機関個人情報保護法の第3条第3項、これは、保有の制限がされておるわけですけれども、ここでその利用目的の変更というのが、同法の8条3項、これは利用・提供の制限をかけたものでございますけれども、これと異なり他の法令の特例を認める規定がないと、利用や提供を制限する他の法令の適用を妨げないという規定がないために、利用目的の変更を行っても住基法30条の34違反にならずに行政機関の裁量により目的変更による利用、提供が可能になるのではないかというふうな指摘がされたわけです。ところが、私どもとしましては、そもそもこの法解釈、ちょっと問題があるのではないかということで、その右側に書いてありますけれども、行政機関個人情報保護法と住基法は、一般法と特別法の関係に立つものだと。したがって、住基法の本人確認情報の保護規定が当然に優先して適用されるということで、解釈として誤っているのではないかというふうに判断してお

るわけでございます。

次の、「利用事務の無制限な拡大」という点につきましても、大阪高裁判決のほうは、法 律や条例によって利用できる事務の範囲を将来的に無制限に拡大できる以上、実質を伴わ ないという判断をしておりますけれども、住基ネットから本人確認情報の提供を受けるこ とができる事務というのは、法や条例で定める場合に限定しているということでございま して、当然国会や議会の審議を経て決められるということで、これをもって無制限に拡大 できるという判断はどういうものなのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、「第三者機関不在」という点も指摘されたわけでございますけれども、これも、 例えば都道府県における審議会とか、本人確認情報保護審議会といった第三者機関的なも のがその役割を果たしているのではないか。

それから、ページが次の6ページのほうになりますが、「自衛官募集に関する適齢者情報の提供」という問題を持ち出してきまして、このことが、個人情報を際限なく集積・結合されて利用されている具体的危険性をうかがわせるというふうなことを言っておるわけでございますけれども、これは自衛隊法に基づいて行われるもので、住基ネットから情報を提供するというふうなことはないわけでございまして、およそ関係のない話を持ってきて危険性の根拠にするという立論もどうなのかなというふうにとらえているところでございます。

それから、「住基カードを利用した名寄せ」ということも言っていますけれども、住基カード内に記録された情報がそもそも行政機関のコンピューターに残るようなシステムとはなっていない。それから、サービス提供機関というのは、住民票コードが存在すらしないエリアを利用してサービスを提供するのだということで、その記録に住民票コードが残るということはあり得ない。告示の改正によってその住民票コードの使用というのを決めることができるというふうなことも言っておるわけでございますけれども、当方としては、法律の趣旨に適合する告示が法律に反するものに改正されるということは考えにくいなということで、この大阪高裁のほうで出されたいろいろな判断というのは、それぞれにちょっと若干どうなのかなというのがございまして、この点を指摘したものを上告理由書のほうにまとめまして提出しておると、最高裁のほうにかかっているという状況でございます。

それから、資料9のほうに参ります。

この大阪高裁の関連でございますけれども、箕面市の件について簡単に経緯をまとめて

ございますけれども、箕面市が幾つかほかの市とともに被告になったわけでございますけれども、平成18年11月30日、大阪高裁判決で住民票コードの削除について、住民の請求を認容するという判断が出たと、この判決が出たということで、ほかの市はすべて上告、吹田市、守口市は上告ということになったのですけれども、箕面市については上告を断念する旨を表明いたしました。この判決を実現する方策、選択制を実施する方法などの検討を専門家に依頼したという経緯がございました。

平成19年3月30日にその検討会が報告書を出しまして、控訴人である住民の住民票 コードを削除するため、その住民の住民票を職権で消除した上で住民票コードを記載しな い住民票を職権で記載すると。控訴人以外の住民についても希望に応じて住民票コードを 削除するという選択制を導入するというふうなことをやっていこうかと、努力していこう かというふうなことを言っておるわけでございます。

ところが、住基法を見ますと、現にそこに生きて生活していらっしゃる方の住民票を職権で消除というのは、およそその法が想定していない扱いでございまして、なかなかちょっと適法とは言いがたいのではないかということで、さらに選択制を導入ということにつきましては、判決もおよそ言ってないような話でございますので、このあたり、大阪府のほうからも指導、助言をしているという状況でございます。

引き続きまして、ちょっと話題が、話が変わってまいりますけれども、資料の10でございます。「住基ネットの利用状況」についての資料でございます。

住基ネットの利用状況のほうは、これは確実に拡大しておるというところでございます。 国の行政機関等に対しましては、年間7,000万件の本人確認情報の提供という状況になっております。

※のところでございますけれども、年間約1,400万件の現況届け等が省略できるということになっております。この左側に、どういう事務でというのが簡単に左側の箱に書いておりますけれども、そこの一番下で、厚生年金・国民年金等の支給に関して、平成18年10月からというのがございますけれども、これでまたかなり数がふえてございます。19年度見込みでは年間3,000万件以上の現況届が省略できるのではないかという見込みになっております。そのほかにも、その下の市町村間のやりとりのオンライン化で、平成18年度の数字で年間約420万件の転入通知のオンライン化となっております。

その下の点線で囲んだものについては、これから拡大していけるだろうというものでご ざいます。厚生年金・国民年金等における被保険者等の住所変更等の届出に利用というの は、これはこの前の国会で通りました法律で可能になってくると。システムの関係で、実際行うのは平成23年4月目途ということでございますけれども、これによりまして被保険者等による住所変更等の届出も原則廃止できるだろうと。さらに、下の労災障害補償年金の支給事務についてもまた利用をできるだろうということで、年間10万件の住民票の写しの添付が省略できるという見込みになっております。

その内訳につきましては、1枚めくっていただきますと、平成18年度の速報値でございます。各提供先、それから事務区分ごとにこれだけの提供件数になっておると、2ページから3ページにわたってございますけれども、3ページの合計の欄、一番下がおおむね7,000万で前年度は3,000万弱ということでございますので、非常に利用が進みつつあるということでございます。

それから、4ページのほうに参ります。これは、「地方公共団体における本人確認情報の利用状況について(平成18年度)」ということでございます。

「住基法別表に掲げる事務」で、この上の段の2つ目の〇に書いておりますけれども、 平成18年度においては、これらの事務の処理に関する本人確認情報の利用件数が400 万を超えたという状況でございます。

2のほうで「都道府県条例により定める事務」というのがございます。これは、各都道府県で条例を定めることによってという部分でございますが、これも2つ目の○を見ていただきますと、平成19年7月現在で、14都県において条例が制定されているということでございます。その四角括弧内は17年度の数値でございますので、確実に利用が進んできておるということでございます。

5ページからは、各都道府県の条例制定の状況でございます。 5ページから、少し枚数 が多くなりますけれども、16ページまででございます。いろいろな業務がございますけれども、ご参考にしていただければと思います。

それから、17ページのほうに参りまして、これは社会保険庁における住基ネットの活用についてまとめた資料でございます。

先ほど説明したものと若干ダブる部分もあるわけでございますけれども、まず、「現在の社会保険庁における住基ネットの活用」としましては、社会保険庁で本人確認情報の提供を受けまして、20歳到達者情報の取得によって国民年金加入勧奨を行うとか、裁定請求の際の住民票の写しの添付を省略するとか、年金受給権者の生存確認による現況届の省略ということを実施しているということでございます。

2のほうは、「今後の住基ネット活用によるサービス拡充」というのは、これは関係法律 の改正案が国会のほうを通過いたしましたので、次のサービス拡充を図るということが法 的にできるようになりました。

1つは、国民年金の未加入者対策、34歳に到達した者、34歳ということになりますと、60歳まで間もなく25年ということになりますので、到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得して国民年金が適用されていない者に対して資格取得届出の勧奨を行いましょうとか。それから、国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略、これは先ほど申しました平成23年4月からということでございますけれども、これがこれによって住所変更等の届出が不要になると。そのイメージを示したものが次の18ページでございます。

18ページの真ん中から上が現行制度でございます。それから、下が改正案ということになります。上のほうでは、要は1号被保険者、2号被保険者、それぞれ届出を市町村、事業主のほうにしまして、そこから社会保険庁のほうに提供というふうになっておったわけですけれども、これらが、市町村のほうには当然変更の届出を上げるわけでございますけれども、そこからもう住基ネットで提供されるという形になっているということでございます。

「住基ネットの利用状況」、資料10についての説明は以上でございます。

恐縮でございます。引き続きまして、資料11のほうでございます。「住民基本台帳カードについて」触れさせていただきます。

住民基本台帳カードにつきましては、この資料の11の1ページ、例えば、希望者に住民基本台帳カード、ICカードを交付するということで、これが日常生活での本人確認に使えますよと、特に写真つきのものは、公的な証明書として利用できますよと。それから、住基ネットでの本人確認、住民票の広域交付でありますとか、転入転出手続で窓口に行くのが1回だけになりますとか、そういう住基ネットでの本人確認に使えます。それから、インターネットを使った電子申請での本人確認に使えますと、公的個人認証の関係でございますけれども、これに使える。それから、多目的利用の機能として、④でございますけれども、市区町村の条例で定める独自サービスに使えるということでございます。

2ページのほうに、住基カードの利用状況を掲げております。交付状況は、少ないと見るかどうかというのはありますけれども、確実にふえてきており、平成19年3月で14 1万枚というふうになっております。多目的利用団体数も確実にふえて127団体、さま ざまな多目的利用がされておるわけでございますけれども、例えば、宮崎市とか市川市の ほうで、こういう工夫をやっているところは、人口に比べても累計の交付枚数は非常に多 いなということが見てとれるということでございます。

3ページは、その交付枚数がビジュアルに見えるようにまとめたものでございますけれども、4ページが都道府県ごとの交付枚数の状況、5ページが市町村の交付枚数の多いところでございます。横浜とか大阪は人口が多いからその枚数も多くなるというのは当然でございますけれども、そのほかのところでは、先ほど申しましたように、独自利用をそれなりに工夫してやっているというところが多くなっているということでございます。

普及に向けての展開としまして、6ページのほうに出しておりますけれども、住基カード、やはりこれだけいろんな用途があって使えるものですよということを周知しないと始まらないでしょうということで、有効性の周知を行うということ。それから、関係機関と連携して住基カードの活用を周知していきましょう。特にe-Tax、オンライン申請というのが始まっておりますので、国税庁との連携でこれを広げていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、7ページのほうがこの住基カードの多目的利用の状況をサービス内容ごとに 取りまとめたものでございます。

それから、少々ちょっと細かくなって恐縮ですが、8ページから9ページにかけましては、多目的利用に取り組んでいる市区町村が一覧できるようになっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

住基カードの説明、資料11までの説明を以上とさせていただきます。

【田中情報政策企画官】 住基カードの関連で、「公的個人認証サービスの最近の動向」 につきまして、資料12でご説明をさせていただきます。

公的個人認証サービス、平成16年1月に、電子申請等の際に、なりすまし、改ざん、 送信否認などの問題を解決するために、確かな本人確認ができる公的な個人認証サービス を開始するということで進めておるものでございます。

具体的な仕組みに関しましては、これは前回もご説明させていただきましたけれども、 都道府県の知事のほうから電子証明書を市町村窓口にて発行すると。電子証明書の中身と しましては、基本4情報、氏名、性別、生年月日、住所の4情報プラス公開鍵の入った電 子証明書を発行していただくと、これは市町村窓口で発行していただくと。そして、電子 申請を行う際に、その秘密鍵というものがございますが、それで署名を行ったものを電子 証明書とともに署名検証者と読んでおりますが、これは、今、本人確認ができる資格がある者ということでございますが、国及び地方公共団体等の機関、あるいは民間認定事業者ということになっておりますけれども、そちらのほうに送りまして、署名検証者のほうで指定認証機関、都道府県のほうからその事務の委任を受けております自治体衛星通信機構のほうに、その本人が実際にいるかどうかという失効に関する確認を行うということの一連の手続によってこの公的個人認証というサービスが成り立っておるという、そういう一連の流れでございます。

2ページ目でございますけれども、始まりましてから3年ほどたっておりますけれども、現在、平成19年6月現在で約26万枚ということでございます。現在、住民基本台帳カードのICチップの上に搭載されておりますので、そういう意味からしますと、カードの発行枚数に比べましてもまだ伸び悩んでおるという状況かと思います。

そして、そういう状況でございますので、私どもとしても、各府省庁への公的個人認証のサービスの利活用を働きかけたり、あるいは、地方公共団体への働きかけをしたり、あるいは、法改正によって電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大、具体的には、司法書士あるいは行政書士の方々が実際今できるような法改正も昨年させていただきました。あるいは、多目的な活用ということで、電子ロッカーという形で使えないだろうかというふうな実証的な取り組みもやっております。

さらには、3ページ目以降でございますけれども、大山先生に座長になっていただきまして、さらなる利活用の方法はないだろうかということで、昨年、半年ほどかけましていろいろご議論をいただきまして、例えば、民間分野での利活用、具体的には金融分野でありますとか、あるいは社会保険、あるいは健康分野、そういう分野での利活用をより図っていけないだろうかとか、あるいは、さらには、政府の進めるIT新改革戦略などでのさまざまな施策が現在打ち出されておりますけれども、そういう新しいサービスアプリケーションとの連携、この辺を模索する中で、こういう公的個人認証サービスが必要となってくるような場面、こういうものをぜひ探っていくことによりまして普及を図っていきたいということ。あるいは、さらには、公的個人認証サービス自体がなかなか一般の国民の方々にまだ普及していない。認識がやっぱりされていない部分があるのではないかということで、今年、来年をかけまして、ぜひ広報にも力を入れていきたいというふうなことで考えております。これが3ページ、4ページ目あたりでございます。

なお、参考ということで、政府のIT関連の「重点計画-2007(案)」というところ、

5ページ目でございますけれども、この辺でも先ほど申しました社会保障、医療などの公的分野でありますとか、金融等への公益性の認められる分野でこの公的個人認証サービスの拡大などを図っていくべきではないか、あるいは検討していくべきではないかというような記述がなされておりますし、また、広報活動にも積極的に力を入れていくべきだと、こういうことがうたわれております。

6ページ目、7ページ目あたりは、先ほど申しましたようなことで、今後、今年私どもがやっていきたいと思っておりますより具体的な検討の概要について掲げております。

さらに、9ページでございますが、ちょっと8ページを飛ばしまして9ページでございます。

なお、現在のところ、国レベルですと国税の申告の際の電子申告が非常に伸びてきておるということでございまして、国税庁さんのほうも相当力を今入れていただいておるところでございます。今年と来年につきましては、税制改正ということで、電子証明書を用いた納税申告をした場合には、税額控除ということで5,000円控除すると、こういうふうな制度もつくっていただいておりますので、こういう制度も皆さん方に使っていただくことによって、この公的個人認証サービス、あるいは電子申告というものがより普及していくのではないかということで考えておるところでございます。

以上でございます。

【望月住民台帳企画官】 続きまして、資料13に基づきまして、今年の住民基本台帳 法の一部を改正する法律案のご説明をさせていただきます。

一昨年、住民基本台帳法の閲覧のほうの制度改正をいたしまして、本年度は、堀部先生 がいらっしゃいますが、検討会は堀部先生に座長になっていただきまして、住民票の写し の交付制度、これを中心に制度の見直しを行わせていただきました。

昨年もこのさわりをご説明させていただきましたが、その際に、住民票の写しを交付するということとともに、転出・転入の際の届出、これのときに本人確認を徹底していこうということをご説明させていただいたところでございます。

なぜ転入・転出の際に本人確認が必要なのかということでございますけれども、転入・ 転出の際に別人の方がなりすまして住民登録をする場合がある。知らない間に転出届が出 されて、知らない間に転入届がされてしまう。その結果といたしまして、住民票もある意 味取り放題になりますし、住民基本台帳カード、こういったものも不正に発給されること になるということでございます。 物事の根っことして、ここについての本人確認を、これまで運用で行っておるわけなのですけれども、これを法律の上でしっかりと市町村に対して本人確認をしてくれということを書いて、その規定を受けて市町村は住民に当たっていただくと。そうすることによって、何で本人確認をするのだといった無用なトラブルを回避してしっかりと制度を守っていこうというふうなものでございます。

施行期日、今年の6月に成立しておりまして、1年以内ということになりますので、また、今回の住民票の写しのほうの改正が、これは戸籍法と一緒にやりましたので、法務省と相談しながら今後施行期日を決めていきたいというふうな状況でございます。

あと、中身の中で、住民票の写しをとるほう、これまでだれでもとれた、何通でも取れるというふうな大前提を、そこを変えまして、請求できる場合を限定しましょうというふうなことにいたしました。取れる場合は、自己または自己と同一世帯に属する者、または、次の②のところですけれども、国・地方公共団体の機関が請求する場合、いわゆる公用請求の場合ですね。そのほかの類型が第3ということになるわけなのですが、第3請求と言われる類型でございますけれども、その場合にも正当な理由がある場合に限りますよと。正当な理由も3つの類型がございまして、個人の権利・義務の履行に必要な場合とか、あとは、国・地方公共団体に提出する必要がある場合、あとはその他正当な理由がある場合、そういったものでございます。そこの類型の考え方は、戸籍のほうと考え方を合わせて制度の整合性をとったということでございます。

住民票の写しの際も本人確認を行うのだということで、例えばその住基カードとか、例 えば運転免許証、パスポート、こういったもので本人確認をしていくというふうな制度設 計をさせていただきました。

また、住民票の写しの不正な入手、不正手段による入手につきまして、これまで10万円以下の過料ということだったわけなのですけれども、これを30万円以下の罰金ということで、刑事罰化をして臨もうということにいたしております。

また、あわせまして、住基カードのほうの不正取得、これにつきましても30万円以下 の罰金ということで、合わせて対応をさせていただいたというものでございます。

以上、概略でございますけれども、ご報告をさせていただきます。

【安田座長】 ありがとうございました。

13まであって大変長くて忘れたかもしれませんが、1枚目の会議次第にちょっと戻っていただきまして、(1)から(5)まで内容があります。(1)が資料1から資料7まで

という状況になっていますので、ちょっとそこが一番これからのポイントかなというふう に思います。

順番どおりやるのが一番いいのかもしれませんけれども、(2)、(3)、(4)、(5)はそれぞれ資料もそれほど多くありませんので、まず、(2)、(3)、(4)、(5)に関する質問、議論を済ましてしまって(1)に戻りたいというふうに思います。

まず、(2)の「住基ネット関連訴訟について」ですけれども、これについては、堀部先生から何か一言、方向、傾向をちょっと。

【堀部委員】 住基ネット関連訴訟については、市町村課から具体的な状況を伺っていまして、昨年の11月30日に大阪高裁判決が出たときも新聞からコメントを求められてするなど、いろいろ議論はしてきております。大阪高裁の違憲判決が出た関係でこの問題への関心も高まりましたが、その後の12月11日だったですかね、名古屋高裁金沢支部の合憲判決が出て、そこでもまたそれらへの関心が変わってきたというようなところもありまして、最高裁に上告していますので、最高裁の判断が待たれるところです。どういう判断が出るかは予断を許しませんが、おそらくこれまでの高裁判決で、特に名古屋高裁金沢支部の判決の線に近いような判断が出るのではないかと期待しています。いずれにしましても、これをめぐっては、また全国的にこういう訴訟が起こり、また、インターネット上などでもかなりいろいろな主張がここで出ていますので、そういうことにもぜひ注意していただきたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

【安田座長】 ありがとうございました。

ほかの方でどなたかご意見はございますか。松尾先生、どうですか。

【松尾委員】 資料の1から5の範囲というお話に限定ということでよろしいのですか。

【安田座長】 いやいや、関連訴訟の話ですから。

【松尾委員】 8から9。資料6、7はいかがですか。

【安田座長】 6、7じゃなくて、資料8、9です。

【松尾委員】 8、9の内容については、前回のお話も出ているのではないかと思うのですけれども、例外をつくるという意味、平たく言えば外していただきたいという方は、法的な今の措置でいくと、死亡したのと同じような扱いにしない限りは外せないですよね、そういった扱いをするという人的なコストのほうがよほど高いのではないですか、そんなことをどうしてやるんでしょうねというようなお話を前回したかと思うんですけれども、

その辺、なかなか説得しにくいお話なのかもしれませんけれども、すごく経済合理性とか、 あるいは住民のサービスというような観点から見ても課題が多いのではないかなというふ うに思います。ということで、今回新たな意見という意味ではあまりございません。そう いうふうに最高裁も判断されているということで、堀部先生がおっしゃったのと同じよう な結果になるということと、大阪のあちらの市長さんもいろいろ手当をされていても大変 だなということを実感されるということが本来あるべき姿ではないかと思いますけれども。

【安田座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

では、次に、利用状況、ネットとカードと両方あわせて、ですから資料の10と11、 12になりますが、これは大山先生ですかね。

【大山委員】 住基ネットの議論が始まってから10年ぐらいですかね、最初の案が出て法律を準備してからとかを考えると。ここのところでのネットの利用状況を見ていると、あんまりうれしい話ではないのだけれども、社会保険庁の問題があって、ここまで使っていただくと、やっぱり住基ネットの価値がはっきりするだろうという気がします。

今度は、成人の人のみならず20歳以下に対しても、この辺は後で堀部先生にも意見をお聞きしたいところなのですけれども、最高裁の判決の話も絡むのですが、社会保障番号の話もさんざん出ていますけれども、これ、そのまんま利用制限云々の話とかいろいろ考えると、やっぱり今回の住基ネットの話で最高裁の判決が順当なものが出たとしても、その次話って変わってしまう可能性があるのかなと危惧する一方で、社会保障カードの発行を初めとしていろんな議論を市町村課さん等も含めてお話をさせていただいていますけれども、そういうのを考えると、20歳以下の人たちの、20歳未満ですね、の方たち、基礎年金番号がついていないものですから、その方たちに対して付番をどうやるのかと考えると、住基ネットを使うしかないのですよね。だから、そのときに、ついてくるその住民票コードと今度の社会保障番号なのか何かわかりませんが、いろいろその案として言われているものとの関係がどうなるのかというのが、こちらの訴訟との関係も含めてどうなるのかというのは、頭の中がまだ整理できてなくて。ただ、一方では、間違いなく年金の問題、それから医療保険の問題、介護保険の問題、雇用保険もそうですし、さらには、健康情報の管理のお話まで含めて、本人にどうやって集積させるか、あるいは本人にどうやって渡していくかというような話がはっきり出てくるのではないかなと。

その意味で、ネットというのが、国民の、前から申し上げているとおり、権利を守るた

めのまずものとして行政事務の効率化にも資するものであり、医療関係にも、今回のような変な問題は起きないようにするためにも必要なのではないかなということと、住基カードが今度は個人を特定してその人に必要な情報を提供していくという、この辺の流れがこの先どういうふうにほんとうに進めればいいのか、ここ一、二年のかなり勝負というか、状況ではないかなという気がします。

自治体の皆さん方が今まで努力をなさって150万枚弱ですか、これが多いと思うか少ないと思うかというのは、やっぱり残念ながら少ないと言わざるを得ないと僕は思うのですが、一方、公的個人認証サービスもまだ20万枚に行かない状況でありますので、この辺のところは……。

【安田座長】 26万枚。

【大山委員】 26万枚か、そうか、最近頑張ったのですね、ごめんなさい。今年の3月の頭がまだ入っていたので、ごめんなさい。という意味では、まだこれからぜひ頑張っていただきたいとは思いますけれども。厚生労働省さんとのうまい連携をここでぜひお図りいただくことがキーアプリ、キラーアプリにほんとうになるのではないかなという気がします。

堀部先生、どうですかね、やっぱり危ないですかね。

【堀部委員】 これまでかなり議論をしてきているところですが、この住基ネット訴訟を起こしている人たちも国民ですし、そういう人たちを含めてこの問題を議論していかないとならないと思うのですね。ずっとこの日本の議論をこれまで見ていって、私などは前からこういう情報化社会の公的なインフラとして個人情報保護条例なり個人情報保護法、あるいは保護措置というものをきちんと講じる、これは情報セキュリティにもかかわってくるわけですが、そのことを随分もう昔、30年ぐらい前から言ってきているのですけれども、なかなかそういう整備が進んでこなかった。その結果が、ある意味では、なかなかこういう信頼されないという側面もあるので、今後、社会保障カードになるのか、国民カード、いろいろ今出ていますが、ここの議論をするに当たっては、より充実した保護措置を検討して、そのことは、いろんなところで議論をしておかないと、既にいろんな意見が出つつありますので、そういうことを踏まえてきちんとどこかで議論をしておく必要があると思います。そうすることになっても、もちろん全員が賛成するということにはならないと思いますが、少なくとも批判的な人を含めて、ここまでの保護措置をとるのだということを十分理解していただく必要があると思います。

それは、この住民基本台帳法の改正といいますか、1999年の改正のときも国会の参考人で出ていっていろいろ議論をしましたけれども、かなりその前の過程でこれだけの保護措置は必要だということで、この住民基本台帳法では、本人確認情報の保護措置はかなりの程度とっています。ですから、それがまた裁判所でも、大阪高裁の判決は別として、合憲であるという判断を示す根拠にもなっているわけで、こうした法的整備というのを今後進めていかなくてはならない。ここでも大いに議論していく必要があるというふうに考えています。

【安田座長】 ありがとうございます。

遠藤さんのほうからいかがでしょう。経済団体連合会あるいは産業界として、こういう 番号の問題は何か議論があるのでしょうか。

【遠藤委員】 私は別にそういうのを全部経済界の意見を聞いたとかそういうことはないのですけれども、個人的にいうと、アメリカに住んでいたときにソーシャルセキュリティナンバーがあって、あれはすごく便利なのですよね、いろんな意味で。ですから、もちろん多分いろんな問題はあると思うのです。アメリカは違法の移民だとか何かがありますけれども、いずれにしろ、1人の人の身分を証明するのに非常に役に立ちますし、年金の問題でも、あれは最近10年いなくてもくれるようになりましたよね。それで、なおかつ、昔は向こうへ行ってやらなきゃいけなかったのが日本の社会保険庁のあれでもできるようになったとか、それは、もう頼りはあのソーシャルセキュリティナンバーなのですよね。ですから、そういう意味でいうと、やはり早くそういうふうにして、何でもワンストップでいろんなサービスができるという方向へ持っていくのにこれが非常に役に立つのかなと私は個人的に思っているので、何しろ早くその障害を乗り越えてどんどん先へ進むと、何かぐちゃぐちゃ言うよりもやったほうがいいと思うのですけれども。それは乱暴な個人の意見だと思いますけれども。

以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。ほかにご意見は。

どうぞ、前川さん。

【前川委員】 大山先生のほうから社会保障カードの話が少し出ましたので、それにちょっと関連して意見を申し上げたいと思います。

社会保障カードが発行を持ち出されて、一方では、公的個人認証システムの証明書の媒体を広げるという話が当然あるわけですから、当然このカードの上にその公的個人認証シ

ステムの電子証明書が多分乗ることになっていくのだと思うのですね。それであれば、いっそのことこの社会保障カードを国民のカードとして位置づけて、そこから先はいろいろご異論もあるかもしれませんけれども、今の住基カードをもういっそのことカード媒体としてはあきらめて、そのかわり国民カードとして位置づけた中に住基のシステムも入れるというぐらいのことをやらないといけないのではないか、というか、それが今すごいチャンスなのだろうというふうに思っておりまして、ぜひその府省の枠を超えて大所高所から議論をしていただきたいなというふうに思っております。

それに関連しまして、昨年、住基ネット活用によるベネフィット資産を発表しました情報化推進国民会議、私はそこの専門委員会の一応何かやっているんですけれども、主査か何かをやっているんですけれども、済みません、自分で何かやっていて肩書がわかっていないようですが。今年も新しい提言を出しました。これは、「「JAPAN-ID」の早期創設」というサブタイトルがついておりまして、大きく2つありまして、1つは、日本国民及び日本に住んでいて外国人登録を行っている外国人を全部含めて識別できるID番号としてJAPAN-IDというのを創設すべきだと。それには、住民基本台帳を、住基ネットを利用して住民票コードを利用するのがよいのではないかということであります。

そうしますと、ここから先は選挙前なのでとかいろいろあるみたいなんですけれども、 税の徴収にもぜひ使っていただいて税の補足率をアップさせるとか、あるいは、今の行政 というのは、基本的には申請型になっているんですね。いろんなその福祉だとか制度も全 部申請型になっているわけですけれども、統一IDを普及させれば、行政のほうがむしろ 積極的に提供型にできていく。そうすると、かなり行政の効率化も進められるということ もありますし、そういうこととあわせて、給付と負担の公平・公正化が進められて行政コ ストが削減できると、大変大きなメリットがあるだろうというふうに考えております。

それから、もう一つの提言の中身というのは、そのJAPAN-IDをやはり国民が安全で安心だと思っていただくためには、その運用を担保するための独立した機関としてJAPAN-ID安全センターというのを創設したほうがいいんじゃないかと、こういう2つを提言しております。ちょっと関連ですのでご紹介させていただきました。

【安田座長】 ありがとうございました。

もうセキュリティの話に入っていますので、全体を通して議論ということにしたいと思います。ですから、資料1から資料13まで、全部を通じてご意見とご質問を。

【小川委員】 小川でございます。大変懇切なご説明をありがとうございました。

私は、総理が言っております社会保障番号の導入ということについては、やはり住基に乗せるということに当たって、セキュリティの問題というのをきちんとしなければだめだということを、当時の小池首相補佐官を通じて総理のところにメモを上げました。私自身は、この住基ネットの調査委員会をつくっていただくときに言っていたこととあわせてこの問題をきちんと解決していかなければ、逆に社会保障番号を住基に載せるはやめたほうがいいということも言ったわけであります。

この委員会をつくるに当たって私が申し上げたのは、セキュリティについて常に世界最高レベルを維持していく、その取り組みがなきゃだめだ。しかも同時に民主主義を貫徹するためにきちんとした取り組みがなければいけない。これはプライバシーの保護などであります。それがないところではやめたほうがいいということを言ったわけであります。

これについては、官邸のほうからは、総務大臣と会って話してくれというようなことになって、選挙のこともあってそのままになっておりますが、これにつきましては、若干ご質問を主に江畑市町村課長さんに伺いたい。それを受けてNISCとしての考え方を伊藤参事官にお伺いしたいと思っております。

というのは、前からずうっと申し上げているんですが、例えば資料2のチェックリストの問題にしても、形式に流れる問題をどのように克服するかということが一向に示されていない。あるいは、資料3にある実証実験事業者の問題でありますが、その事業者のスキルについてのチェックが行われていない。この実証実験事業者については、私がコンサルタントとして仕事をもらってやったところが幾つか入っています。全部形式に流れていてセキュリティができていなかったです、この巨大企業は。その辺をどうするのかという話なんです。

これは、社保庁もそうだし、我が陸上自衛隊や海上自衛隊もそうなんですが、ちゃんと 抜き打ちのチェックをやっていれば起きないことが起きている。日本の場合、責任逃れの 体制の中で、形式にセキュリティが施された格好になっている問題をどうするのかという 話なんですね。

昨年12月のこの委員会のときも、私は人間を通じて情報が出てしまう問題についてちゃんとやらなきゃいけないと言ったら、前局長は大丈夫でございますと太鼓判を押してどこかへ行っちゃいましたね。責任をとってもらおうと思っているんだけれども、やっぱりそういったことがあるわけであります。だから、とにかく丸投げになっているようなところをどのようにきちんとチェックしていく覚悟があるのかということについては、ぜひお

考えを伺いたい。

それから、NISCさんについては、今のような状況をどのように考えているのか。私は、やっぱりある意味で性悪説ですから信じてないわけです。例えば、先ほどご説明の資料の中にありました、把握率、実施率、到達率などと、これは大変重要な数値が出るんですが、この内容をどうチェックするのかということは伺いたい。これは形式に流れる元凶になってしまう可能性があるんですね。これを到達しているから大丈夫だよなんていう話になっちゃう。すると、何か起きても、いや、これ到達率がここまで行っているので、これをもとに考えたから私は責任ありませんという話になります。それは一歩間違えると国を傾けかねない問題でありますので、ぜひほんとうにチェックをして形式に流れているかどうか、その辺がただされる形になるためにはどのようにしていったらいいか。まず市町村課長さんにお伺いして、それから伊藤参事官にお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【江畑市町村課長】 実際に住基ネットを扱っております都道府県、市町村の体制ということでございますが、現に情報を扱っている市町村のセキュリティの確保について、それは毎年重点項目ということでチェックしておりますけれども、それが形式に流されているのではないかというご指摘だと思います。

私どももこれをチェックしてくれということでお願いをして、その結果だけを見ているということではなしに、少なくとも重点項目については、その不十分な点については、改善してこちらが求めている水準に上げていただくことをそれぞれの項目ごとにお願いしているということでございます。ただ、いかんせん項目数がたくさんございまして、この重点項目につきましては、私どもが求めている水準に上げていただくと、そこまで達していないことについては上げていただくということを個別にお願いしています。まだ重点項目として上げてないところで、まだそこに達していない部分というのは項目としてございますので、これは、すぐに全部についてそこまで個別にすべての市町村、都道府県について水準を上げるというのが可能なのかというのは、正直申しまして、私もすぐにこの1年で上げろというのはなかなか難しいと思いますが、これは他の重点項目についてチェックする過程で、その他の項目についても、どこまで水準が上がったかということは十分チェックしながらやっていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、先ほどその愛南町の事件をきっかけに、やはり人的要素という、 ヒューマンエラーということではないのかもしれませんが、人を介して情報漏えいという ことがあるということで、これは住基ネットに関する情報ではございませんけれども、ただ、住基ネットの情報についても扱っているものは人でございますので、こういう点につきましては、今までは、ある意味ではガイドラインということを設けて、そのガイドラインに沿って、その基準を満たすようなことでいろいろお願いをしておりましたが、やはり今回は、ある意味では、これはベンダー、業者等も含めてでございますが、法的に何らかの行為規制的なものをかける、これの検討も進めておりますので、そういうことで意識を上げていただくということで、こういったセキュリティの確保ということを図っていく1つの手段としていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

【安田座長】 伊藤さん、お願いします。

【伊藤内閣官房セキュリティセンター参事官】 小川委員のご指摘にありましたその形式に流れる危険性、これはまさにリスクとしても最も恐れているところでございます。今回、統一基準という形で各省に示しているもの、その中を見ていくと、比較的技術的な項目が多い一方、それぞれの個人、職員の一人ひとりの行為にかかわる部分というのは、やっぱりそこもかなり残ってくると。今回、この対策実施状況報告をご説明したように、特にその第3部といわれる、例えば情報の格付けをちゃんとしなさい、あるいは、それをどこかに送るときにちゃんと必要な許可を取りなさいというところが、今後、もう少し、今回課長職以上ですので対象が限定されてしまったのですが、今年は全職員を対象に、その辺の報告を求めようと思っています。そういう中で、どういうふうに出てくるかというのを我々もしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、こういう職員の一人ひとりの行為、そういうところを今回はこの統一 基準の仕組みの中で自己点検という形でまずチェックをし、それを各省が監査をするとい う仕組みを取り入れているわけです。ただ、その監査というのも、実際それぞれ各省を見 ていくと、しっかりしたそういう監査部門を、ほかの民間企業なんかに比べるとまだ政府 機関の場合は非常に弱いところがございます。常にどういった形でそこを、監査の仕組み をしっかりさせるのか、こういうことは、今年少しNISCとしても各省と話をして、そ れを自己点検、監査という中で、適切なその状況把握を進めていくということを考えてい きたいと思っています。

もう一方、そのためには職員に対する教育、ここがまだ各省十分ではないところも幾つ かございます。全職員に対してどういう形でセキュリティ教育をやっていくのか、これは 人材対策という中でも、幹部であるとか、それからセキュリティの担当者、そういうとこ ろに対してのものと同時に、一般職員のそのいわゆる情報リテラシーを向上させるような 仕組みでの研修のあり方、こういうものについても、NISCとしていろいろと関係のと ころとお話し合いをさせていただきながら、例えば、ちゃんとそれぞれの職員、省の人事 教育、研修制度の中にそういうセキュリティ教育をしっかりと取り込んでほしいとか、そ ういうお願いをしたりしながら、意識を変えていくというところでまず取り組んでいくと いうことを考えているところでございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

小川さん、どうぞ。

【小川委員】 どうもお二方、ありがとうございました。

今のお答えを受けまして、ぜひ取り組んでいただきたいというところが重ねてあるというお話だけ申し上げて私のお話を終えたいと思いますが、やっぱり社会保障番号を住基ネットに乗せるということについては、総務省内で聞きますと、江畑課長は極めて積極的であると、そういう、同僚の課長さんと飯を食っていたらそういう話で。この住基ネットを稼働したときの市町村課長の井上源三さん、今の審議官は消極的であるという話が聞こえてきます。これは、もっと本人たちに聞いてみなきゃいけないなという話をしたんですがね。ただ、やっぱりこれをきちんと進めていくというのは、1つの見識でありますし、方向だと思います。ただ、やっぱりそのチェックリストを市町村のレベルでもちゃんと守っているかどうか、抜き打ちのテストを100カ所ぐらいやってみればどういう状況かわかるので、多分全部だめですよ。それをやってからじゃないと、これはセキュリティについて取り組んでいるとは僕は認めたくないという思いがあります。

それから、これはNISCさんの話なんですが、これはNISCにかかわるようなところの省庁の情報セキュリティの責任者が、私のところに各省庁の情報セキュリティの担当者のメールアドレスをPGPもかけないで裸で送ってくるような状況がまだありますよ。これは形式に流れていると言わざるを得ないですね、日本のセキュリティ。ほんとヤバいよね。警察庁も防衛庁も全部入っているのよ。もちろんアドレスをどんどん変えているんだけれども、でも裸で送るなよ、数十人分をという話ですよ。ボケてるのと違うかという話ですよね。だから、やっぱりそれは性悪説に立ってきちんと取り組んでいく、あるいは、NISCさんとしての抜き打ちのチェックというのはあってしかるべきだと思うんですね。あいつのメンツをつぶすからやめたとか、それは困るわけでございまして、ぜひやっていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【安田座長】 ありがとうございました。

植本さん、どうぞ。

【植本委員】 きょうはこういう展開になるのかなと思いつつ参ったわけなんですけれども、やっぱり今おっしゃっている社会保障番号とその住基ネットとの関連なんですが、 私は、1つものすごく心配をするのは、どうもムードに流されてやしないかということが 一番懸念材料としてはあります。

それぞれ行政ニーズとの関係で、どこまでがやっぱり市民が求めているもので、どこまではいわばサービス提供で、そしてここは過剰サービスかもしれないなというところの仕分けがどうもないままに、今、問題になった年金の記録の問題等の突合作業には、これは住基ネットを活用するというのは、これはクローズとして活用するという形での方法というのは有効であるというふうにもそれは思いますし、早く解決するという、その今起こっている問題の解決の問題と、それから、将来的にどういうふうにしていけば一番市民の利便性が高まるのかということと、先ほど来出ているプライバシーの問題について、どのように確実な規制ができていけているのかということとの絡みだと思うんですね。

そのバランスの問題ではなくて、やっぱり個人情報の保護の部分は、やっぱり第一義的に一番先にそこがないと、次のどんな便利なシステムをつくっても、これも胡散霧消せざるを得ないというか、取り返しのつかないことになると思いますので、今、セキュリティの状況についてのご報告をいただいた状況であれば、これから先へ進むということは、危険だというふうに言わざるを得ないと思っていまして、それをやっぱりどう解決をするのか、どういう道筋で解決をするのか、それが国民、市民から信頼を得られるのか。確かに解決できたと、できるんだと、いつまでにできるんだというふうな、そういう実感がわかるようなことであれば、では次、こういうこととのリンクということについてどうですかという議論の土壌ができるのではないかと思いますので、少しムードに流れずに慎重な議論をやっていく必要があるというふうに考えております。

【安田座長】 ありがとうございます。

それは常にこの委員会ではセキュリティをまずというふうに。やはり何とか町の議論が起こったのは大変残念だというふうに思いますけれども、あまり大きな話にまだなっていないからいいですけれども、やっぱりこれから訴訟等々も含めて、ああいうのが立て続けに起これば、それは、裁判所のほうも安全じゃないよねと言い出しかねない。だから、そ

れはぜひ徹底してやっていただきたいという気はしますが。

松尾さん、どうぞ。

【松尾委員】 セキュリティの議論で、やっとその辺の問題が認識され始めたんじゃな いかなということで、私はいいレベルに来たのかなというふうに思ってはいるんですけれ ども、今、小川委員がおっしゃっていました、例えばネットワークの中に送り込んだデー タ、何もカバーを、暗号化までいかなくてもアクセスができないようにパスワードを要求 するとか、そのレベルのことをやらないといけない。これは、プロセス、プログラム側の 機能というよりは、データ側に、これにあなたはアクセスできませんよという守りをつく らないといけない。我々は、セキュリティの分野で、これはデータのオーナーシップとい うような言い方をしているんですけれども、データの所有者というものを明確にして、そ の人が責任を持ってどう守るかということを決めないといけないと、こういうのが、これ は世界の常識なんですけれども、日本でセキュリティの委員会でこの話をしますと、我が 国にはそういった文化はないというふうにおっしゃるんです。ないんじゃなくて、それを 守るのがセキュリティでしょうというふうに私は何回も申し上げるんですけれども、先ほ どおっしゃっています政府関係の内閣府のセキュリティの委員会でも、この議論をしても 皆さん聞く耳を持たないということですね。こんな感じになっているので、ここを直さな い限り、これ、根本的な問題は解決しないんです。この文化を入れない限りは、日本のセ キュリティの将来はないということですね。

具体的な言い方をしますと、資料 6 が極めておもしろい文言がいろいろ出ているんですけれども、2ページ目の「実効性のある対策について」ということで、実効性のある対策として、特にどのような行為規制が必要かという、例えばデータに接触できる人とか、データを正規の場所以外の場所に持ち出すとか、データをコピーする行為について、データがコピーされた情報媒体の廃棄や返還について、これは全部データに対して何をするんですか何をするんですかと聞いているんですけれども、データはどう守ろうとしているんですかということを何も聞いてないわけです。データ側にちゃんとパスワードを入れるんですか、暗号化するんですか。暗号化するんですかというのは一番下の〇に「暗号化されたデータを読めなくする仕組みの導入など」とこう書いてあるんですけれども、主語がデータ側にない。みんながそれをやるということです。そうでなくて、データ側をどう守るんですかということをちゃんと決めていかないとまずいんじゃないですかというのが、これが1つです。

それから、もう一つ、「罰則について」ということで、罰則の対象とすべき行為・態様を どのように考えるかということで、どういうふうに持ち出したとか、どういうふうにした かとか、何をしましたかという、これは情報に対してどんな行為がされたかということを ちゃんとみんなログにとっておかないと、記録にとっておかないと、これ、答えは提供で きない。この2つがあるかというのが基本的な質問なんです。

それで、住基ネットについて言いますと、守らないといけないということで、がんじがらめに守って暗号化をかけてとかいろいろここの部分はやられているんですけれども、その外周りですね。住基ネットの情報を、例えば年金の支払いのためにマッチングしますよねという行為をされました。住基ネット上でおやりになれば私は安全だと思うんですが、残念ながら住基ネット上ではやらないで、厚生年金側のシステムで住基ネットの情報を持ちながらマッチングされている。ここは、同じレベルの果たしてセキュリティがあるんですかと、こういう議論が少なくとも住基ネットのレベルからいうと質問としてあるわけです。

そのときに、データのオーナーシップとして、データをオーナーシップ、そこだけのセ キュリティを考えると、住基ネットを管轄しておられるオーナーシップとして、同じレベ ルのセキュリティをかけていただいているんですか、第三者利用ということでおやりにな っているならば、その履歴をすべておとりになっているんですよね、県のほうにその私個 人情報の利用履歴を教えてくださいというと、それも教えていただけるんですよね、こう いうレベルの文化がまず育っていただかないと、住基ネットの今高いレベルでそれを実現 していただくということが、先ほどのその情報漏えい問題というのも、住基の市町村の団 体の情報を外注に出しているじゃないかと、セキュリティをちゃんと守ってないじゃない かと、こういう話なんですけれども、これも全く同じ議論で、守るべき情報が外注さんに 行こうがどこに行こうが、まずこれにアクセスするには、アクセスされる情報が、あなた は権限者ですかということを求めますよと、かつどういうところで利用したかという履歴 はちゃんととるんですよと、全く同じレベルのオーナーシップとその履歴というのが求め られるんですよというような、これが実質的に行われているか、行われていないかという 根拠なんですけれども、その辺を日本のセキュリティの専門家の方々も含めてやらないと いけないんだという認識が我が国の中に育たなければ、先ほど小川委員がおっしゃった問 題に対する解決というのは、我が国の中には、残念ながら文化がないということで育たな いというふうになる。これが一番根本的な問題で、住基ネットはそういう意味で、すごく

理想的な答えをある意味で高いお金をかけて提供していますので、その文化を末端までど うやって早く広めていくのかなというのがこれからの大きな課題かな、こういうふうに思 います。

それから、もう一つ、ごめんなさい、住基ネットと社会保険と、いわゆる国民サービスとの観点ですけれども、住基ネットは、あくまでこれは死亡しているか生きているか、住民としてどうなのというここだけしか聞いていないシステムですので、ここにいろんなものを乗せましょうというふうにしますと、ちょっと混乱が起きるんじゃないのかな。住民サービスとしていろいろ行われますよというのを統合的なカードでやりましょうという話と、死んでいるか生きているかを判断するという行為は少し違うんじゃないのかなというところのすみ分けを、その公的個人認証も含めて1度整理をし直しておく必要があるのかなという感じはあります。

【安田座長】 ありがとうございます。

時間がないので、3分ほど。

3分で。番号を同じにするという、したからといって、システムの脆弱 【前川委員】 性が上がるわけでも何でもありません。それから、カードに幾つかのシステムを乗せたと しても、それぞれのセキュリティがちゃんとファイアウォールに仕切られていて、それぞ れきちっと管理していれば全く問題ありません。だから、そういう問題と、今回のそのW innyを介して情報が漏れたようなことと、実は関係ないんですよ。むしろそのWin nyのほうの問題、このWinnyのほうの問題はすごく大問題でね、皆さんが考えてい るよりものすごく大問題で、何が大問題かというと、Winnyというのは中継機能とい うのを持っていて、先ほどの説明の中にもありましたけれども、一たん出てしまった情報 は、Winnyのネットワークがなくならない限りは永久に回り続けているんです。です から、ものすごく大変なことをしたんだということが、この市町村の方々とか、あるいは その委託先だとか、再委託先だとか、ほんとうにわかっているのかと私はすごく怒ってい るぐらいなんですけれどもね。でも、そのガイドラインの限界というのはやっぱりあって、 何々してはいけないとかいってもね、とんでもないことをする人間がやっぱりいるんです よ。そうすると、やっぱりシステム的にできない仕組みをうまく中に組み込んでいくとい うことも考えていただかないといけないなというふうに思っています。済みません、何か。

【安田座長】 ありがとうございます。そちらから何か発言はありますか。

【江畑市町村課長】 先ほど、ちょっと小川委員のほうから、私が積極的だという話が

ありましたけれども、そういうことではございませんで、やはりセキュリティの問題がま ず第一であると考えております。先ほど堀部委員のお話にもございましたが、制度導入の ときのいろいろ議論もございます。それから、もう一つは、最近の裁判で何が主張されて いるかといいますと、まさに自己情報コントロール権ということを主張されています。基 本的には、データマッチングの危険性というところが具体的にあると判断されるかどうか で勝つか負けるかというのはあるわけでございますので、その自己情報コントロール権に 関して、そういう危険性があると判断される場合、望まない人は外れていいよというのが 大阪高裁の判決でございます。そういう意味では、今回のこの社会保障番号云々と住基、 住民票コードとの関連で、その点について、じゃあ望まない人は外してもいいというよう な方向で議論がされて、そもそもの住基ネットの基盤としての根幹が崩れてくるというこ とを非常に心配しているところでございます。セキュリティの確保ということは何よりも まず重要でございまして、今の住基ネットは、先ほど松尾先生のお話にもございましたよ うに、ほかの既存のシステムに比べてかなり高いレベルでセキュリティを確保していると いう前提のもとに今の住基ネットの信頼性があるわけでございまして、それに加えまして、 その基盤としてやはり維持していくために、住民票コードの使い方というのは、かなり慎 重に、制度導入のときの議論、あるいは最近の裁判の動向等も踏まえて、慎重に議論して いかなければいけないというふうに思っております。そう一朝一夕で結論がなかなか出せ る問題なのかなというふうに私自身は思っているところでございますので、また幅広いい ろんなご意見をいただかなくてはいけないというふうに思っているところでございます。

【安田座長】 ありがとうございました。

皆さん、多分まだまだ言いたいことはたくさんおありだというふうに思いますが、時間 でございますので、終わりたいと思います。

ただ、座長から一言言わせていただければ、内閣府さんから資料7というものが出ております。ただ、これに沿っているからいいと住基ネットの側が思わないようにしていただきたい。

つまり、もちろん資料7は大変よくできていると思いますけれども、結局日本のセキュリティはまだまだみんなが育ってない。だから、どこの資料もそれなりにいいけど、それで全部ではないということははっきりしていますから、さっき小川さんがおっしゃったように、この資料にのっとっているのだからもういいよという議論では済まない状況にありますので、お互い切磋琢磨して進歩しなきゃいけない。だから、もっともっと住基ネット

側も自分として磨くということをぜひお考えいただきたいと。また、内閣府のほうも、そ ういう意味では、もっともっとレベルアップしていただいて。

また、一番申し上げたいのは、やっぱり人に対して何を要求するのですかということが 抜けているような気がするのですよ。CIOに対してやっぱり相当厳しい資格要件を課さ ないと、とてもじゃないけどやっていけないと。そうすると、それなりに給料を上げなき ゃだめだということもはっきりしていますよね。そういうことも含めて内閣府が要求して いかないと、やっぱりそれはできないですよ、普通のところでは。ですから、それはぜひ 内閣府の権限として、総理大臣に働きかけてぜひお願いしたいというふうに思います。

以上で、きょうは終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

では、事務局のほうに返します。

【江畑市町村課長】 長時間にわたりまして、大変熱心なご議論をありがとうございました。

次回の委員会でございますが、通常ですと年末あるいは年明けぐらいに、いつもお願い しているわけでございますが、また、座長とご相談して日程は決めさせていただきたいと 思います。

場合によりましては、きょういろいろご議論いただいたその社会保障番号の問題とか、 社会保障カードの問題とか、そういうことの議論が進む中で、また委員の皆様方の意見を ぜひお聞きしなければいけないという場面が出てくるということがありますれば、そうい う日程に限らずまたお集まりいただいて、ご議論をいただければというふうに思っており ます。

なお、本日、19時半を目途で、総務省記者クラブで私のほうから本日の会議の概要に ついてブリーフィングをさせていただきたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

閉会